

社会福祉法人 完愛会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人完愛会（以下「当法人」という。）定款第8条の規定に基づき、評議員及び役員（理事及び監事）（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(評議員会及び理事会の出席報酬等)

第2条 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合は、第4条の報酬を支払わないものとする。

	報酬 (日額)
評議員会出席報酬等	8,000 円

2 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合は、第4条の報酬を支払わないものとする。

	報酬 (日額)
理事会出席報酬等	8,000 円

(役員等の勤務報酬等)

第4条 評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び運営のための業務にあたった場合は、または、理事が理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、報酬を支払うことができる。

(兼務役員)

第5条 施設の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬は支給しないものとする。

附則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。